

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

| | |
|------|------------------------------|
| 学校名 | 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名 | 学科名 | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数 | 省令で定める基準単位数又は授業時数 | 配置困難 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------------------------|-------------------|------|
| 看護専門課程 (旧課程) | 看護科(3年課程) | 夜・通信 | 81単位 | 9単位 | |
| | | 夜・通信 | | | |
| 看護専門課程 (新課程) | 看護科(3年課程) | 夜・通信 | 86単位 | 9単位 | |
| | | 夜・通信 | | | |
| (備考) | | | | | |

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

| |
|--|
| ホームページに掲載 https://osaka.icho.go.jp/kango/%e5%ae%9f%e5%8b%99%e7%b5%8c%e9%a8%93%e3%81%ae%e3%81%82%e3%82%8b%e6%95%99%e5%93%a1%e7%ad%89%e3%81%ab%e3%82%88%e3%82%8b%e6%8e%88%e6%a5%ad%e4%b8%80%e8%a6%a7-2/ |
|--|

3. 要件を満たすことが困難である学科

| |
|-----------|
| 学科名 |
| (困難である理由) |

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

| | |
|------|------------------------------|
| 学校名 | 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

| | |
|----|--|
| 名称 | 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院附属看護専門学校における学校関係者評価委員会 |
| 役割 | <p>独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪病院附属看護専門学校 学校評価実施規程 (一部抜粋) 2019年1月1日より実施 2019年7月1日改訂</p> <p>(目的) 第1条 教育活動および学校運営等、質の保証と向上に資することを目的に必要事項を定める。 (評価の目的) 第4条 自己評価は教職員が学校の理念および目標の到達に向け認識を共有することと具体的課題を明確にすることを目的として行う。 2 学校関係者評価は自己評価の客観性および透明性を高め、学校の質の向上に資することを目的として行う。 (評価結果の活用) 第6条 教職員は委員会が取り纏めた自己評価結果を活用し、教育活動の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。 2 学校長は学校関係者評価委員会の委員長の意見を聴き、学校運営に活用しなければならない。 (評価項目) 第7条 学校関係者評価は、自己評価を行った次の各号に掲げる項目について評価を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教育理念、目的、目標に関する事項 二 教育課程に関する事項 三 教授、学習、評価課程に関する事項 四 組織、運営に関する事項 五 入学に関する事項 六 卒業、就業、進学に関する事項 七 地域社会貢献、国際交流に関する事項 八 教員の育成に関する事項 九 法令の遵守に関する事項 十 その他の事項 <p>【審議内容】（独立行政法人地域医療機能推進機構看護専門学校における学校評価ガイドラインに基づく） 各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価すること</p> |

| | |
|--|---|
| | を基本とする。 1) 自己評価の結果の内容が適切かどうか 2) 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか 3) 学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか 4) 学校運営の改善に向けた実際の取組みが適切かどうか |
|--|---|

2. 外部人材である構成員の一覧表

| 前職又は現職 | 任期 | 備考（学校と関連する経歴等） |
|---|------------------------|--|
| 独立行政法人 地域医療機能推進機構 近畿四国地区事務所 統括部医療課看護専門職 | 2022. 4. 1～2023. 3. 31 | 元独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院附属看護専門学校教務主任 独立行政法人地域医療機能推進機構 近畿四国地区事務所 |
| 独立行政法人 地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター 副看護部長 | 2022. 4. 1～2023. 3. 31 | 元当校専任教員 独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪病院 元副看護部長 |
| 独立行政法人 地域医療機能推進機構 大阪病院副看護部長 | 2022. 4. 1～2023. 3. 31 | 教員経験者 独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪病院副部長 元教育担当管理者 |
| 洛和会京都厚生学校 看護学科 副学科長 | 2022. 4. 1～2023. 3. 31 | 教員経験者 |
| （備考） 1) 2022年度の学校関係者評価委員会の構成員を示す。 2) 学校関係者評価委員の外部人材の任期は以下のとおりである。（学校評価実施規程に基づく） (1) 委員の任期は1年とする。 (2) 学校長の指名から学校関係者評価の実施、評価結果を学校長に報告するまでの期間とする。 *学校関係者評価を実施する時期は、原則として毎年度2月に実施する。 | | |

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|------|------------------------------|
| 学校名 | 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

| | |
|--|---|
| <p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> | |
| <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>【授業計画書の作成】</p> <p>自己評価の評価結果から次年度の課題を明確にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教務会議で、12月～1月までに到達目標、教育内容、授業の方法、評価方法・基準、臨地実習計画等の討議を行い作成している。 2. 各臨地実習については、実習目的・目標、実習方法を教務会で共有し、評価基準を見直ししている。 3. シラバスには授業科目名、実務経験内容、単位数・時間数、開講年次、目的、到達目標、回数・授業内容、授業方法、評価方法等を記載している。 4. 講義開始時期(前期・後期)に従い、講師に依頼している。 <p>【公表に係る取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. シラバスは4月に学生に配布し、ホームページにも掲載し公表している。 2. 実習を開始する1ヶ月前に実習要綱を学生に配布し、オリエンテーションを実施する。 | |
| 授業計画書の公表方法 | シラバスをホームページに記載 https://osaka.jcho.go.jp/kango/shirabas/ |

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

1. 学則第22条には、学校長は、当校が定める授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し所定の単位を与えると定めている。
2. 学則第23条には、単位修得の認定は、講義・実習等の出席状況及び当該科目の評価により行うことを定めている。第2項には、出席時間数が授業時間の必要時間数に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したことのある者については、この限りではないと定めている。第3項には、授業科目の評価は、A、B、C及びDとし、C以上を合格とすること、第4項には、認定の方法について必要な事項は、学校長が別に定めるとしている。
3. 履修規程第6条には、評価は、所定の授業が終了した後に行うこと、臨地実習においては、科目終了時に実習評価表により評価を行うと定めている。第2項では、試験は、筆記試験を原則とし必要に応じてレポート、実技試験により行うと定めている。試験及び臨地実習の評価は、1科目100点満点とし、60点以上を合格とし、1科目が複数の講師に分担されている場合の評価割合は、シラバスの評価方法に準ずるとしている。
4. 履修規程第7条に、受験資格は、当該科目の出席時間数の3分の2以上を出席し、レポート等課せられたものを提出した者に与えられると定めている。第3項には、講義および演習等について、所定時間の3分の1以上欠席した者は、当該科目の修了の認定を受けることができないと定めている。ただし、前項に該当する者は、必要な補講を受講した場合はこの限りではないとしている。第4項には、正当な理由と認められない場合の欠席、および当該試験時間の3分の1以上の遅刻、又は無届で試験を受けなかった者は、当該科目の受験資格を失うため、その科目の追試験または再試験の受験対象外となると定めている。
5. 履修規程第15条には、授業科目の試験の成績は、A：80～100点、B：70～79点、C：60～69点、D：60点未満をもって表しC以上を合格とすると定めている。第2項には再試験については評点にかかわらず合格を評価「C」、不合格を評価「D」とすると定めている。
6. 履修規程第17条には、各授業科目の単位認定に必要な時間数を満たした者、試験等に合格した者には当該科目の単位を与えると定めている。第2項には、再試験・再実習において不合格の場合は、当該科目の単位は認定できない。また、単位修得のためには、当該科目を再履修しなければならないと定めている。
7. 学修意欲は、日ごとの授業態度や課題の取り組み姿勢、課題の提出状況、欠席日数・欠課時間とその理由から把握している。
8. 実技試験および実習、レポート、卒業論文等はルーブリック評価表を用いて点数化している。
9. 臨地実習の評価は、教員と臨床現場の看護師長および実習指導者の3者合意で実施している。
10. 既修得単位の認定については、大阪病院附属看護専門学校学則第21条および履修規程第3条に基づき決定している。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

1. 客観的な指標の算出方法

- 1) (個人の総合点÷科目数) =個人の平均点…①
- 2) ①で算出した平均点を指標の数値(60点未満・60～69点・70～79点・80～100点)に分類し、成績の分布状況を把握している。

2. 成績評価に関して

- 1) 下記のような評価基準に基づき公正に評価している。

| 授業形態 | 評価方法 |
|------|----------------------------------|
| 講義 | 筆記試験 課題レポート(ルーブリック評価もしくは総合評価) |
| 看護技術 | ルーブリック評価 |
| 実習 | ルーブリック評価(認知面・情意面・精神運動領域含む) |

3. 成績の評価異議申立について

大阪病院附属看護専門学校履修規程(一部抜粋)

(成績の評価異議申立)

第16条 試験の模範解答の閲覧期間は、成績発表後5日間とする。ただし、閲覧は教員の立会いを条件とし、写真撮影は認めない。

2 成績評価について、以下の条件に該当する場合に限り異議を申立てることができる。

- 一 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- 二 シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績評価の方法から、明らかに逸脱した評価であると思われるもの

3 学生は、教務主任又は学科を担当する専任教員に、成績発表後5日間は、成績の評価について異議があれば、申立を行うことができる。講師への直接の申立は行うことができない。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

客観的な指標の算出方法をホームページに掲載

<https://osaka.icho.go.jp/kango/%e6%88%90%e7%b8%be%e3%81%ae%e5%ae%a2%e8%a6%b3%e7%9a%84%e6%8c%87%e6%a8%99%ef%bc%9a%e9%96%a2%e9%80%a3%e3%81%99%e3%82%8b%e8%b3%87%e6%96%99%ef%bc%88%e5%ae%a2%e8%a6%b3%e7%9a%84%e3%81%aa%e6%8c%87%e6%a8%99/>

| | |
|--|--|
| <p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>1. 判定（卒業および単位認定）会議の開催 卒業および単位認定会議の構成メンバーは、学校長を議長とし、事務長、事務係長、健康管理医、副学校長、教務主任、専任教員および大阪病院の看護部長、副看護部長としている。</p> <p>2. 卒業認定の方針 *下記の1)と2)のいずれもが満たしていること 1) 単位が認定されていること 2) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えていないこと (出席すべき日数とは、本校の教育目的により学習上必要と認め、時間割に計上する日数)</p> <p>3. 基礎看護技術到達度 基礎看護技術は71項目を定めている。卒業時到達度としてはⅠ～Ⅳ段階に区分している。 (Ⅰ：単独で実施できる Ⅱ：指導のもとで実施できる Ⅲ：学内演習で実施できる Ⅳ：知識としてわかる) 基礎看護技術項目のうち卒業時到達度Ⅰ・Ⅱにおいて到達できていない場合は、学内で状況設定を行い実施させ、卒業時の到達度に到達しているか評価し、卒業させている。(卒業認定会議までには基礎看護技術到達度に到達していることを評価している)</p> <p>4. 1年間の単位取得状況の通知</p> <p>5. ディプロマ・ポリシーを作成し、卒業時に評価をしている</p> <p>【独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院附属看護専門学校のディプロマ・ポリシー】</p> <p>1. 人間の生命と人間の尊厳・権利を尊重して対象に関わる態度が身についている。</p> <p>2. 看護の対象である人間を統合体として理解して、生活を営む存在として幅広く捉えることができる。</p> <p>3. 科学的根拠に基づいた看護実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力が身についている。</p> <p>4. 保健・医療・福祉システムにおける各職種の機能・役割を理解し、他職種と連携しながら、多様な場で生活する人々への看護を提供する基礎的能力が身についている。</p> <p>5. 看護の質の向上につなげるために自己を内省することで課題を見出しながら、達成に向けて自律して取り組むことができる。</p> | |
| <p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p> | <p>全学生に学生便覧を配布。 卒業認定に関する方針をホームページに掲載 https://osaka.jcho.go.jp/kango/rinen_mokuhyo/</p> |

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

| | |
|------|------------------------------|
| 学校名 | 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |

1. 財務諸表等

| 財務諸表等 | 公表方法 |
|--------------|---|
| 貸借対照表 | https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%a1%e5%8b%99%e8%a1%a8/ |
| 収支計算書又は損益計算書 | https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%a1%e5%8b%99%e8%a1%a8/ |
| 財産目録 | https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%a1%e5%8b%99%e8%a1%a8/ - |
| 事業報告書 | https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%a1%e5%8b%99%e8%a1%a8/ |
| 監事による監査報告（書） | https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%a1%e5%8b%99%e8%a1%a8/ |

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

| 分野 | | 課程名 | 学科名 | 専門士 | 高度専門士 | | |
|-----------|--------|---------------------------|---------------------|--------------------|---------------------|------------------|-------------------|
| 医療関係 | | 看護専門課程 | 看護学科 | ○ | | | |
| 修業 年限 | 昼 夜 | 全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数 | 開設している授業の種類 | | | | |
| | | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 |
| 3年 新課程 | 昼 | 3005/104 単位時間/単位 | 1753 単位時間 /単位 | 197 単位時間 /単位 | 1035 単位時間 /単位 | 0 単位時間 /単位 | 20 単位時間 /単位 |
| | | | 3005 単位時間/104 単位 | | | | |
| 生徒総定員数 | | 生徒実員 | うち留学生数 | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 | |
| 120人 | | 121人 | 0人 | 8人 | 130人 | 138人 | |

| カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） |
|--|
| <p>(概要)</p> <p>本校のカリキュラムデザインは漸進型とし、学年の進行とともに系統的かつ発展的に学ぶことで、高度な専門教育につながる構成としている。</p> <p>看護専門職としての知識・技術・態度を修得するために、3つの科目群「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」とし体系的に編成し、講義、演習、そして実習へと段階的に学習を深められるような授業を計画している。</p> <p>【基礎分野】</p> <p>基礎分野は、専門基礎および専門分野の基盤となるものとして位置づける。人間理解の視野を広げて、対象を尊重して関わることを目指す。人間と社会を幅広く理解し、豊かな感性と人間を尊重する態度を養い、科学的に物事を捉えることや、批判的、論理的にものごとをとらえる思考や、表現を学び、自由で主体的に判断し行動できる能力を養うことをねらいとする。</p> <p>【専門基礎分野】</p> <p>専門基礎分野では、基礎分野を基盤として、人体の構造・機能と疾病の成り立ちや治療を学び、</p> |

看護に必要な観察力・判断力の基礎となる能力と、多様な場で生活する人々の健康の維持・増進のためにチーム医療を実践するための基礎的能力を養うことをねらいとする。

【専門分野】

専門分野は、基礎分野と専門基礎分野を土台として、既習の知識と技術を活用して対象にとって安全で安楽な看護を考え、実践できる基礎的能力の獲得を目指す。また、対象はさまざまな場所で生活や療養をしているため、対象を生活者として捉え、各健康段階や発達段階にある対象に、健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和に向けた看護実践ができる基礎的能力を養うことをねらいとする。

(授業方法)

本校は、能動的に学ぶことができるように、授業ではグループ・ディスカッション、ディベート、グループワークを中心とするアクティブ・ラーニングを促進し、また学年を超えたピアサポートチームを結成し活動をすることで、協調性、倫理的態度、リーダーシップを自己研鑽する態度を身に付けることができるよう編成している。

1. 「基礎分野」「専門基礎分野」では講義が中心になる。しかし必要に応じてグループワーク、映像など視聴覚教材を取り入れている。
2. 「専門分野」においては、1年次、2年次は講義・演習が中心となる。演習においては状況を設定し、グループ・ディスカッションした内容の発表やロールプレイなどアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れている。また新カリキュラムの作成にあたり、地域で生活する人々を理解するため、フィールドワークを導入した。

(年間の授業計画)

【1年次】

基礎分野は4月中旬～9月中旬に概ね終了する。専門基礎分野では解剖生理学4月中旬～7月中旬に終了したのち、9月中旬～2月末までに病態治療論と同時並行で栄養学や薬理学を終了する。

基礎看護学においては環境、移送・移動、および食事・排泄など日常生活援助技術を10月中旬までに終了し、医療・処置など診療補助業務に関連する看護技術を12月末までに学習する。12月に実施する基礎看護学実習では、主に日常生活援助を実施する。1月～2月にかけて成人看護学概論と老年看護学概論を学ぶ。

【2年次】

2年次は、4月から12月にかけて成人看護学を疾患別に学ぶ。老年看護学においても高齢者の特徴や症状に応じた看護について学ぶ。その他、小児・母性・精神看護学・在宅看護論においては概論を学んだ後、援助論の学びを深める。2年生は6月末から3週間、1人の患者を受持ち、看護を展開する基礎看護学実習を行う。その後、1月中旬から3月の初旬までに3週間の成人看護学実習を2回実施する。この実習では主に健康段階別看護に視点をおき、1人の患者を受持ち、看護を展開する。

【3年次】

3年次は4月に看護研究や精神看護技術を学び、5月初旬から11月末まで3週間の専門領域別実習を実施し、その後、統合実習を3週間実施し12月中旬に全ての臨地実習を終了する。看護研究は10月末までに論文を作成し、2月に卒業論文として発表する。また同時に3年間をとおして養われた看護観を発表する。

成績評価の基準・方法

(概要)

大阪病院附属看護専門学校学則（一部抜粋）

第6章

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

第23条 単位修得の認定は、講義・実習等の出席状況及び当該科目の評価により行う。

- 2 出席時間数が授業時間の必要時間数に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したことのある者については、この限りではない。
- 3 授業科目の評価は、A、B、C及びDとし、C以上を合格とする。
- 4 前項の認定の方法について必要な事項は、学校長が別に定める。

大阪病院附属看護専門学校履修規程（一部抜粋）
（成績の評価）

第15条 授業科目の試験の成績は、A：80～100点、B：70～79点、C：60～69点、D：60点未満をもって表しC以上を合格とする。

- 2 再試験については評点にかかわらず合格を評価「C」、不合格を評価「D」とする。

| 授業形態 | 評価方法 |
|------|----------------------------------|
| 講義 | 筆記試験 課題レポート（ルーブリック評価もしくは総合評価） |
| 看護技術 | ルーブリック評価 |
| 実習 | ルーブリック評価（認知面・情意面・精神運動領域含む） |

卒業・進級の認定基準

（概要）

大阪病院附属看護専門学校学則（一部抜粋）

第6章 単位の認定等

（単位の授与）

第22条 学校長は、別表に定める授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し所定の単位を与える。

第7章 卒業等

（卒業）

第24条 学校長は、所定の授業科目を履修し、その全ての授業科目の単位を修得した者について、卒業認定会議の議を経て、卒業を認定する。

- 2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、原則として卒業することができない。
- 3 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

大阪病院附属看護専門学校履修規程（一部抜粋）

（単位修得の認定）

第17条 各授業科目の単位認定に必要な時間数を満たした者、試験等に合格した者には当該科目の単位を与える。

- 2 再試験・再実習において不合格の場合は、当該科目の単位は認定できない。単位修得のためには、当該科目を再履修しなければならない。

学修支援等

（概要）

1. チューター制度の実施

【目的】

チューター制度は、学生と教員の意味疎通を円滑にするとともに、学生のより豊かな人間性の創造につとめ、学習への取組や卒業後の進路などの学生生活を送る中での全般的な

諸問題の解決を図り、学生が充実した学生生活を送ることを目的とする。

【主な内容】 学生個人と担当教員の面談

【面談回数】 年間3回と必要時

2. ピアサポート制度

【目的】

学生同士のチューター制を導入することで、新入生が学業面や生活面で困らないように「先生や事務の方に聞きに行くほどの問題ではないが、先輩や友達だったら気楽に質問できる」ということで、重要な学生支援制度の1つとなる。また、学年を超えた交流を行うことで、学年間の協調性も養うことにつながり、年間を通して授業の一環として学習にも反映させることで、主体的な学習をすることや、コミュニケーション能力の向上にも繋がると考える。

【メンバー構成】 各学年3名（合計9名/1グループ）教員1名サポート

【実施回数】 年間約8回（1回90分）

【主な内容】

- ①担当教員とピアサポートメンバーとの面接
- ②全学年による新入生歓迎会
- ③協同学習（学習の仕方・学校生活について・技術演習）
- ④看護観を語る会
- ⑤3年生から看護師国家試験の受験対策に関するアドバイス

3. 看護師国家試験対策模試の実施

実施回数 1年生：1回/年 2年生：3回/年 3年生：8回/年

4. キャリアデザインの科目で2年生が企画運営を行い、1年生が2年生プログラム体験を行う。

5. 入学前教育支援、入学後支援

【目的】継続学習、学習意欲、基礎学力の強化のために実施している。また、アンケートも実施し学生個々の状況把握に努め、学習支援に活かす

- 1) 入学前教育：5回の模擬テストおよびアンケートの実施
- 2) 入学後教育：5・9月に基礎力リサーチの模擬テストおよびアンケートの実施

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

| 卒業生数 | 進学者数 | 就職者数 (自営業を含む。) | その他 |
|---------------|--------------|-------------------|--------------|
| 35人 (100%) | 1人 (2.9%) | 33人 (94.2%) | 1人 (2.9%) |

(主な就職、業界等)

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院、法人内の関連病院、大阪府下の病院など

(就職指導内容)

1. 自組織の法人関連病院の特徴について
2. 模擬面接試験
3. 履歴書の書き方
4. 自己洞察
5. 看護観の言語化

(主な学修成果（資格・検定等）)

1. 看護師国家試験、助産師、保健師学校の受験資格
2. 専門士（医療専門課程）の称号の取得

(備考) (任意記載事項)

| 中途退学の現状 | | |
|------------------------|----------------|------|
| 年度当初在学者数 | 年度の途中における退学者の数 | 中退率 |
| 123 人 | 8 人 | 6.5% |
| (中途退学の主な理由) | | |
| ① 健康上の問題 (心身の健康) | | |
| ② 学習上の要因による継続困難 | | |
| ③ 進路変更 (看護以外の職業への関心) | | |
| (中退防止・中退者支援のための取組) | | |
| チューター制度を利用した個別面談と相談・支援 | | |

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料 (年間) | その他 | 備考 (任意記載事項) |
|-----------------------------|-----------|-------------|-----|-------------|
| 看護学科 | 300,000 円 | 420,000 円 | | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 修学支援 (任意記載事項) | | | | |
| 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院奨学金貸与制度 | | | | |

b) 学校評価

| |
|--|
| 自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://osaka.jcho.go.jp/kango/gakkokankeisya/ |
| 学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪病院附属看護専門学校 学校評価実施規程 (一部抜粋) 2019年1月1日より実施 2019年7月1日改訂 |
| (目的) 第 1 条 この規程は、教育活動および学校運営等、質の保証と向上に資することを目的に、必要な事項を定める。 (評価の実施) 第 5 条 自己評価および学校関係者評価について別に定める委員会規程に則り、年1回各々評価を実施する。 2 自己評価を実施する時期は、原則として毎年度1月に実施する。 3 学校関係者評価を実施する時期は、原則として毎年度2月に実施する。 (評価結果の活用) 第 6 条 教職員は委員会が取り纏めた自己評価結果を活用し、教育活動の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。 2 学校長は学校関係者評価委員会の委員長の意見を聴き、学校運営に活用しなければならない。 (評価項目) 第 7 条 学校関係者評価は、自己評価を行った次の各号に掲げる項目について評価を行う。 一 教育理念、目的、目標に関する事項 二 教育課程に関する事項 三 教授、学習、評価課程に関する事項 四 組織、運営に関する事項 五 入学に関する事項 六 卒業、就業、進学に関する事項 七 地域社会貢献、国際交流に関する事項 八 教員の育成に関する事項 九 法令の遵守に関する事項 |

十 その他の事項

(評価結果の報告)

第 9 条 学校長は、委員会から報告される自己評価および学校関係者評価の結果を独立行政法人地域医療機能推進機構本部に報告しなければならない。

(評価結果の公表)

第 10 条 学校長は、自己評価および学校関係者評価の結果について、公表しなければならない。

(その他)

第 11 条 本規程に定めるもののほか、本校の学校評価に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

大阪病院附属看護専門学校 学校関係者評価委員会規則 (一部抜粋)(2021年4月1日より施行)

(任 務)

第 2 条 委員会は、学校教育法第43条及び学校教育法施行規則第67条に規定する学校関係者評価に関する事項について審議管理を行う。

(組 織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる項区分から学校長が指名する委員により構成する。

- (1) 地区事務所職員 (関連業界等関係者) 1名
- (2) 教育担当管理者 (関連業界等関係者) 1名
- (3) 教員経験者 (関連業界等関係者) 1名
- (4) 同一法人以外の教育担当管理者もしくは教員経験者 1名
- (5) その他校長が必要と認める者

2 委員は学校長が委嘱する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、学校長は速やかに新たな委員を委嘱する。この場合の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 地区事務所職員が委員長を務めるものとする。

2 委員長は、委員会を統括するとともに、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(学校関係者評価結果の報告)

第 8 条 委員長は学校関係者評価結果を学校長に報告する。

*なお学校長の報告のあと法人本部に報告しホームページにも掲載する

学校関係者評価の委員

| 所属 | 任期 | 種別 |
|---|------------------------|---------|
| 独立行政法人 地域医療機能推進機構 近畿四国地区事務所 統括部医療課 | 2021. 4. 1～2022. 3. 31 | 地区事務所職員 |
| 独立行政法人 地域医療機能推進機構 滋賀病院 | 2021. 4. 1～2022. 3. 31 | 教育担当管理者 |
| 独立行政法人 地域医療機能推進機構 神戸中央病院附属看護専門学校 | 2021. 4. 1～2022. 3. 31 | 教員経験者 |

| | | |
|---|------------------------|-------|
| 洛和会京都厚生学校 看護学科 | 2021. 4. 1～2022. 3. 31 | 教員経験者 |
| 学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 https://osaka.jcho.go.jp/kango/gakkokankeisya/ | | |
| 第三者による学校評価 (任意記載事項) | | |
| | | |

c) 当該学校に係る情報

| |
|---|
| (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ https://osaka.jcho.go.jp/kango/ |
|---|

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

| | |
|------|---------------------------------|
| 学校名 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 |

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

| | | 前半期 | 後半期 | 年間 |
|--------------------|------|-----|-----|----|
| 支援対象者（家計急変による者を除く） | | — | — | — |
| 内 訳 | 第Ⅰ区分 | — | — | |
| | 第Ⅱ区分 | — | — | |
| | 第Ⅲ区分 | 0人 | 0人 | |
| 家計急変による支援対象者（年間） | | | | 0人 |
| 合計（年間） | | | | — |
| (備考) | | | | |

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|----|----|
| 年間 | 0人 |
|----|----|

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。） | |
|---|---------|---|-----|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修業年限で卒業又は修了できないことが確定 | — | | |
| 修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下) | 0人 | | |
| 出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況 | 0人 | | |
| 「警告」の区分に連続して該当 | 0人 | | |
| 計 | — | | |
| (備考) | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

| 右以外の大学等 | | 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。） | | | |
|---------|----|---|--|-----|--|
| 年間 | 0人 | 前半期 | | 後半期 | |
| | | | | | |

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---------|----|
| 退学 | 0人 |
| 3月以上の停学 | 0人 |
| 年間計 | — |
| (備考) | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

| | |
|---------|----|
| 3月未満の停学 | 0人 |
| 訓告 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| (備考) | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。） | |
|---|---------|--|-----|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下) | 0人 | | |
| GPA等が下位4分の1 | 0人 | | |
| 出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況 | 0人 | | |
| 計 | 0人 | | |
| (備考) | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。